家畜商法施行令昭和二十八年政令第二百五十二号

(免許の申請) 内閣は、家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)第九条の規定に基き、この政令を制定する。

第一条 家畜商法(以下「法」という。)第三条第一項の免許の申請は、家畜商免許申請書に、次第一条 家畜商法(以下「法」という。)第三条第一項の免許の申請は、家畜商免許申請書に、次

住所、氏名及び生年月日並びに申請人の氏名を記載した書面第二号の農林水産省令で定める業務に限る。以下同じ。)に従事する使用人その他の従業者の一「家畜の取引(法第二条に規定する家畜の取引をいう。以下同じ。)の業務(法第三条第二項

2

ものを除く。)の所在地を記載した書面三 家畜の取引の事業に係る事業所(法人にあつては、次号の登記事項証明書に記載されている

の所在地並びに役員に関する登記事項証明書の所在地並びに役員に関する登記事項証明書の所在地並びに役員に関する登記事項証明書の形式の取引の事業に係るその他の事業所と、の所在地を記載した書話した書話。

その他農林水産省令で定める書類

(講習会の開催の公示等)

ばならない。第二条第二項第一号の都道府県知事が指定する者をいう。以下同じ。)の名称をも公示しなけれ第三条第二項第一号の都道府県知事が指定する者をいう。以下同じ。)の名称をも公示しなけれる。前項後段の場合においては、同項前段の公示事項のほか、講習会を開催する指定講習機関(法

会の実施方法に関する要綱を通知しなければならない。までに、講習会の開催場所の所在する都道府県に対し、講習会の開催の日時及び場所その他講習第一条の三 指定講習機関は、講習会を開催しようとするときは、講習会の開始予定日の三十日前

(講習会における講習方法)

家畜の取引に関する法令 四時間

家畜の品種及び特徴 四時間

家畜の悪癖、機能障害及び疾病 六時間

なうものとする。 2 講習会における講習は、前項の規定によるほか、農林水産大臣の定める講習要目に準拠して行

(家畜商名簿の登録)

第二条 法第五条の家畜商名簿には、次の事項を登録しなければならない

登録番号及び登録年月日

既要 三 法第七条第二項の規定により事業の停止を命じたときは、その年月日、停止期間及び事由の三 法第七条第二項の規定により事業の停止を命じたときは、その住所、氏名及び生年月日名)並びに家畜の取引の事業に係るその他の事業所の所在地並びに代表者の住所及び氏二 住所、家畜の取引の事業に係る事業所の所在地、氏名及び生年月日(法人にあつては、その二 住所、家畜の取引の事業に係る事業所の所在地、氏名及び生年月日(法人にあつては、その

その他農林水産省令で定める事

(登録の変更)

第三条 家畜商は、前条第二号に掲げる事項に変更を生じたときは、農林水産省令で定めるところ第三条 家畜商は、前条第二号に掲げる事項に変更を生じたときは、農林水産省令で定めるところ第三条 家畜商は、前条第二号に掲げる事項に変更を生じたときは、農林水産省令で定めるところ第三条 家畜商は、前条第二号に掲げる事項に変更を生じたときは、農林水産省令で定めるところ第三条 家畜商は、前条第二号に掲げる事項に変更を生じたときは、農林水産省令で定めるところ

の旨を届け出なければならない。と異にする住所の変更に係る場合を除く。)は、その住所地を管轄する都道府県知事に対し、そを異にする住所の変更に係る場合を除く。)は、その住所地を管轄する都道府県知事に対し、そ 区域内に住所を有する家畜商は、前条第二号に掲げる事項に変更を生じたとき(都道府県の区域)前項前段の規定によるほか、その登録を受けた都道府県知事の管轄する区域以外の都道府県の

なければならない。 都道府県知事は、第一項前段の申請書の提出があつたときは、これに基き家畜商名簿を訂正し

(登録の消除)

ならない。 は家畜商が死亡し、若しくは解散したときは、その者に係る家畜商名簿の登録を消除しなければ第四条 都道府県知事は、法第七条第一項若しくは第二項の規定により免許を取り消したとき、又

(家畜商免許証の記載事項)

第四条の二 家畜商免許証には、次の事項を記載するものとする

一家畜商名簿の登録番号及び登録年月日

は、その名称並びに本店及び家畜の取引の事業に係るその他の事業所の所在地) 一家畜商の住所、家畜の取引の事業に係る事業所の所在地、氏名及び生年月日(法人にあつて

| 当該家畜商免許証に係る家畜の取引の業務に従事する者の住所及び氏名

四 その他農林水産省令で定める事項

(従業者の変更等の場合の家畜商免許証の交付)

者について、家畜商免許証の交付を申請することができる。 増置し、又はこれを変更するときは、その新たに置き若しくは増置する従業者又は変更後の従業第四条の三 家畜商は、新たに家畜の取引の業務に従事する使用人その他の従業者を置き若しくは

(免許証の書換交付)

に申請して、家畜商免許証の再交付を受けることができる。
第六条 家畜商は、家畜商免許証を破損し、又は亡失したときは、当該免許を受けた都道府県知事

許証を都道府県知事に返納しなければならない。第七条 第四条の規定により登録を消除された者又はその者の相続人若しくは清算人は、

家畜商免

家畜商は、不要となつた家畜商免許証を都道府県知事に返納しなければならない。

2

(免許証の返納)

第八条 家畜商免許申請書、修了証明書、登録変更申請書、家畜商免許証その他この政令の規定に 基づいて申請する場合の申請書(必要な添附書類を含む。)の様式は、農林水産省令で定める。 (書類の様式) この政令は、昭和二十八年九月一日から施行する。

附 則 (昭和三七年一月二三日政令第一〇号) 抄

この政令は、昭和三十七年一月二十五日から施行する。 (昭和四五年六月一日政令第一六二号)

(施行期日) 附 則 (昭和五三年七月五日政令第二八二号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

附

則

(昭和五八年一二月二六日政令第二七六号)

附 則 (昭和六二年六月二三日政令第二三〇号)

この政令は、昭和六十二年六月二十五日から施行する。 附 則 (平成一五年一月三一日政令第二八号) 抄

五年二月三日)から施行する。 第一条 この政令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日(平成十年) (施行期日)

(施行期日) 則 (平成一七年二月一八日政令第二四号) 抄

第一条 この政令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。 則 (平成一八年四月二六日政令第一七九号) 抄

第一条 この政令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。 附 則 (令和二年一二月二四日政令第三七六号)

(施行期日)

この政令は、令和三年一月一日から施行する。